CNIPA、「質の高い発展を促進するための体系的な悪意の商標登録対策に関する作業計画（2023-2025 年）」を公布

2023 年 5 月 10 日
JETRO 北京知財部

5 月 8 日、国家知識産権局（CNIPA）は、「質の高い発展を促進するための体系的な悪意の商標登録対策に関する作業計画（2023-2025 年）」[1]を公布した。

本作業計画は、「知的財産権強国建設綱要（2021-2035 年）」[2]及び「『第 14 次五カ年計画』国家知的財産権保護及び運用計画」[3]に基づいて、国家知識産権局が策定したもので、悪意の商標登録対策の分野における 2025 年までの目標や、同期間内において関係機関（CNIPA の各組織や各地の知識産権局等）が実施すべき項目等を明らかにするものである。

近年、中国政府は悪意の商標登録への対策を強化しており、使用を目的としない悪意の商標登録の禁止規定を導入した「第四次改正商標法」（2019 年 11 月施行）以降も、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」（同 12 月施行）や「商標審査審理指南」（2021 年 1 月施行）の策定を通じて、法制度面の整備を進めてきたところである。

また、運用面においても、「悪意による商標の冒認出願行為に対する取締り特別行動計画」（2021 年 3 月）[4]や「悪意による商標の登録行為を持続的に厳しく取り締まることに関する国家知識産権局の通知」（2022 年 4 月）[5]を年度ごとに発表する等、悪意の商標登録対策の強化・徹底という中国政府の方針を継続的に発信しており、本作業計画をもって、第十四次五カ年計画期間（2021-2025 年）の残りの期間における政府方針が明確に定められることとなった。

本作業計画は、８パート、全３０項目から構成されるところ、注目すべきポイントは以下のとおり。

・2025 年までの目標：商標登録のガバナンスシステムの改善・強化を通じた、合理的な商標出願、誠実な登録、使用の充実、厳格な保護という商標登録における好循環を実現する。
・法制度の整備：悪意の登録行為に対応するために商標法、商標法施行規則の改正を積極的に推進する。また、商標審査・審判段階において効果的に悪意の商標登録を抑制するための政策を策定するとともに、「商標審査審理指南」の大幅な改正を検討する。
・法執行の強化：商標の拒絶・無効、譲渡・質権設定登録等の各手続の段階にお

[1] https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/5/8/art_541_184934.html
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20210923_jp.pdf
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf
[4] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/gov/20211028_jp.pdf
[5] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220412_1.pdf

いて、悪意の登録への対応を厳格に実施する。法律に違反して悪意の商標登録を行った出願人及び商標代理人を厳重に処罰する。違法と知りながら商標の使用を継続する者を厳しく調査・処罰する。

・悪意の商標登録行為の取り締まりの深化：悪意の商標の先取り行為、悪意による商標の買い占め行為、商標権の濫用行為の取り締まりを強化するとともに、商標代理機構の監督管理を徹底する。悪意による商標の買い占め行為については、審査・審判の段階のみならず、商標の譲渡や質権の設定等の段階を含め、商標登録に関わる全プロセスにおける対策について制度の整備と、運用の標準化を進める。

・商標分野における信用監督管理の徹底：商標登録における信用承諾制度を構築する。信用承諾に違反した当事者については、審査・審判手続において、不利な結果を負うこととし、違反によって取得した商標登録がある場合には、当該登録を職権により無効とする。また、悪質な登録違反行為等を行った者に対しては、「国家知識産権局による知的財産権信用管理規定」（2022 年 1 月）等の関連法規に基づく信用監督を実施し、重大な違反行為に対する罰則を科す。

・商標権の保護と商標登録の秩序維持の関係の調整：権利者と公衆の利益のバランスを取るため、悪意の商標先取り行為や買い占め行為への取り締まりを行うだけでなく、商標権の私権属性を正確に把握し、取り締まりの範囲を恣意的に拡大することを防ぎ、市場主体のブランド創造と発展の余地を残す。

中国における悪意の商標登録の問題については、政府主導による法制度の整備や運用面での積極的な取り組みが推し進められているものの、依然として、この問題に苦しむ国内外の企業等は多く存在しており、中国政府においても解決すべき課題として認識されている。

本年１月に公表となった「第五次商標法改正草案（意見募集稿）」においても、悪意の商標登録対策は重要なポイントとして挙げられており、今後において、制度・運用面においてどのように改善が図られていくかについては、引き続き注目が必要であるといえる。

以上